

平成12年 3月23日
林野庁 治山課

山地災害に関する郵政省と林野庁との協力に係る基本協定の実施について

郵政省・林野庁は、本日、毎年各地で発生する山地災害について、警戒避難体制の強化を図るため、山地災害危険地区及びその周辺にある郵便局と当該地域を担当する治山担当機関が相互に協力し、防災体制の一層の強化を図られるよう以下の事項を内容とする協定を締結しました。

1 協力協定における取り組み内容（別紙 - 1 参照）

（1）山地災害危険地区情報の提供

治山担当機関が作成する「山地災害危険地区図」、「山地防災パンフレット」等の防災に関する冊子等を郵便局に掲出又は備付け、郵便局に来局される地域住民の型に山地災害危険地区情報を提供します。

（2）郵便局と治山担当機関との連携

山地災害発生の前兆現象等に関する情報を郵便局から「土砂災害110番」等を通じて治山担当機関等に通報する体制を整備し、通報情報を山地災害防災体制等に活用します。

2 砂防担当機関との連携

上記の取り組みについては、「土砂災害防止に関する郵政省と建設省の協力に係る基本協定」に基づき実施されている郵便局、砂防担当機関の取り組みと連携して実施します。

3 連携協力実施郵便局（別紙 - 2 参照）

山地災害防止に関する連携協力郵便局は、当面、全国約150の郵便局で予定。

なお、協力の実施に当たっては、各地域の実状を踏まえ、郵便局と治山担当機関が協議の上、個別に協定を締結して実施します。

問い合わせ先

林野庁 指導部 治山課	03 - 3502 - 8111（代表）
	03 - 3501 - 3844（直通）
課長補佐	田畑 三郎 内線 6295
係長	中塚 智之 内線 6296